

伊 東 市 営 天 城 霊 園

令和8年度 墓所使用者募集要項

- 応募者が募集区画を超えた場合は、納骨をしていない焼骨をお持ちの方が優先となります。（改葬は優先扱いになりません）
※優先の方の申込が募集定数以上になった場合は、優先でない方は抽選に参加できません。
- 天城霊園合葬式墓地を使用している世帯の方は申込できません。
- 募集要項をよくお読みいただき、申込み方法及び使用の条件などをあらかじめご確認ください。
- 墓所の申込みにあたっては、現地を十分ご覧のうえ、一世帯一区画でお申込みください。
- 申込資格については、『3 申込みできる方及び必要書類』をご覧ください。
- 使用者本人の名義でお申込みください。使用許可決定後の名義変更は、条例及び規則に基づくもの以外できません。
- 区画抽選の詳細は、『6 区画抽選』『7 墓所使用区画の決定方法』をご覧ください。
- 設置できる碑石の大きさ等については、基準が定められています。

＜ 受付期間 ＞

令和8年7月1日（水）から令和8年10月31日（土）

- | | |
|---------------|---|
| ＜ 申込み受付時間 ＞ | 9時～17時まで（※12時～13時は除く） |
| ＜ 申込み受付場所 ＞ | 伊東市振興公社（伊東市観光会館 会議棟2階）
（住所）伊東市和田1-16-1
（電話）0557-37-7135 |
| ＜ 申込みに必要なもの ＞ | 『3 申込みできる方及び必要書類』欄をご覧ください |
| ＜ 区画抽選日 ＞ | 令和8年11月9日（月） |
| ＜ 抽選会場 ＞ | 伊東市観光会館 別館 |

1

募集墓所

- 伊東市営天城霊園 伊東市八幡野字上野 1 7 5 8 番地の 1 7 4 地内

2

募集区画

普通墓所・芝生墓所（各墓所とも使用済み区画有り）

3

申込みできる方及び必要書類

必ず墓所使用許可申請書に必要事項を記入の上、押印してお申し込みください。
（墓所使用許可申請書はこの募集要項の最終頁に添付してあります。）

区分	条件	申し込みに必要なもの
市内居住者 ①	使用申請の日から起算して1年以上前から伊東市に居住し、住民基本台帳に記載されている方	・本籍及び続柄記載のある世帯全員の住民票の写し ・伊東市に納めた令和7年度の各納税証明書（完納済み）又は非課税証明書※転入した時期によっては伊東市ではない場合もあります。 ・埋(火)葬許可書（写）※お持ちの方のみ
市外居住者 ②	伊東市に本籍を有する方又は有したことのある方	・本籍及び続柄記載のある世帯全員の住民票の写し ・戸籍謄本（伊東市に本籍があった事を証明する書類） ・お住いの市町村に納めた令和7年度の各納税証明書（完納済み）又は非課税証明書 ・埋(火)葬許可書（写）※お持ちの方のみ
市外居住者 ③	伊東市の住民基本台帳に記載されていないが、伊東市に居宅を有し、1年以上居住している方（別荘としての使用の場合は認めない）	・本籍及び続柄記載のある世帯全員の住民票の写し ・伊東市での居住を証明できる書類（詳細はお問い合わせください。） ・伊東市に納めた令和7年度の固定資産税の納税証明書（完納済み）又は非課税証明書 ・お住いの市町村に納めた令和7年度の各納税証明書（完納済み）又は非課税証明書 ・埋(火)葬許可書（写）※お持ちの方のみ
市外居住者 ④	伊東市に転入後1年未満の方で、転入後に焼骨が生じ、埋蔵する場所がない方	・本籍及び続柄記載のある世帯全員の住民票の写し ・昨年度お住いの市町村に納めた令和7年度の各納税証明書（完納済み）又は非課税証明書 ・埋(火)葬許可書（写）

※各納税証明書は市県民税・固定資産税・国民健康保険・軽自動車税のうち当該するもの全てになります。

4

墓所使用料等の額

- 市内居住者 ① 墓所使用料 1 区画 430,000 円（非課税）
- 市外居住者 ②③④ 墓所使用料 1 区画 602,000 円（非課税）となります。
- ※ 納入した使用料は還付しません。
ただし、墓所の使用を許可した日から3年以内に未使用の墓所が返還された場合、納入済の使用料から5割に相当する額を差し引いた額が還付されます。
- ※ 生計を支える方が病気や災害等により、一括して納入できない特別な理由がある場合は、分割して納入することができますが、使用の許可を受けるときに使用料の5割以上の額を納入していただきます。
分割納入の期間は3年以内、回数は36回以内です。
- 墓所管理料 普通墓所 年額 5,500 円（消費税及び地方消費税込み）
 芝生墓所 年額 6,600 円（消費税及び地方消費税込み）
- ※ 毎年4月に年額分を納入していただきます。
（今回の納付額は12月～翌年3月分となります。）
- ※ 納入した管理料は還付しません。
- ※ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方や、ひとり親世帯の方などについては、管理料の減免制度があります。

5

申込み時の注意事項

- 申込みできる区画数 一世帯につき1区画
- 申込み時の注意事項
 - ・ 今回の募集は新規造成区画分の募集ではありません。
 - ・ 既に天城霊園を使用している世帯は申込みできません。
※天城霊園合葬式墓地を使用している世帯も同様です。
 - ・ 世帯員が重複して申し込んだ場合は、すべて「無効」となります。
 - ・ 永代供養を目的とした墓所ではありません（墓所を継いでいく事が前提となります。）
 - ・ 申込み資格や提出書類に不備がある場合は受付できない場合がありますので、申請者又はご家族の方が伊東市振興公社（観光会館会議棟2階）まで直接お申込みください。
 - ・ ※ご希望の方には郵送申請の受付をいたします。
詳細はお問い合わせください。（伊東市振興公社0557-37-7135）
 - ・ 伊東市振興公社窓口以外では申込みの受付はできません。
 - ・ 提出する書類等にかかる申請手数料は、いかなる場合も返還できません。

6

区画抽選

- 抽選方法 公開による抽選
- 抽 選 日 令和8年11月9日（月）
- 抽選会場 伊東市観光会館 別館
- 受付時間 午後1時30分から午後2時00分まで
 - ※ 午後2時から抽選方法等の説明を行います。
 - ※ 午後2時20分頃から抽選を開始する予定です。
 - ・ 抽選当日は使用申請受付控書（申込受付時に交付します。）を持参し、受付に提出してください。
 - ・ 受付時間内に受付されない方は、申込みの意向がないものとし「辞退」とさせていただきます。
 - ・ 抽選会場には、申請者本人又はご家族がおいでください。やむをえない場合は、本人が代理人を選任してください。その場合、申請者の委任状が必要となります。
 - ・ 申請者及び代理人は、他の申請者の代理人になることはできません。

7

墓所使用区画の決定方法

- 全ての区画について公開での抽選となります。
- 申請者の数が募集区画を超えなかった場合は、申請者全員が当選となります。
- 申請者の数が募集区画を超えた場合は、焼骨をお持ちの方を優先扱いとし、当選者及び選外又は補欠者の順位を決定します。
- 補欠者については、当選者が辞退した場合に限り、補欠順位上位から連絡します。

8

墓所使用料等の納付について

- 墓所の使用区画が決定した方には、抽選終了後、手続き方法等の説明をいたします。
- 墓所使用料及び管理料については、当日納付書を配付いたします。
- 墓所使用料及び管理料は、令和8年11月27日（金）までに伊東市指定金融機関（日本郵便株式会社を除く）又は伊東市役所内指定金融機関派出所で納入してください。
- 使用料の分割納付及び管理料の減免を希望する方は、事前に伊東市役所（市民課市民生活係）までご相談ください。
- 令和8年11月27日（金）までに納入がない場合は、墓所使用の意思がないものとして使用区画の当選決定を「無効」としますので、期限までに必ず納入してください。期限までの納入が困難な場合は、伊東市役所（市民課市民生活係）まで必ずご連絡ください。（市民課市民生活係 0557-52-3002）
- 当選後に墓所を使用しないご意向となった場合は、必ずご連絡ください。

- 墓所使用料及び管理料納入が確認されたら、墓所使用許可書を交付いたします。
- 焼骨の埋蔵及び碑石等の受付ができる日は、墓所使用許可書の交付後となります。

不明な点等につきましては、下記までご連絡ください。

《霊園内案内図》



連絡先	公益財団法人伊東市振興公社 (伊東市観光会館 会議棟 2 階)
住 所	伊東市和田 1 - 1 6 - 1
電 話	0 5 5 7 - 3 7 - 7 1 3 5

第1号様式（第2条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人 伊東市振興公社 理事長 様

〒
住 所
フリカゝナ
氏 名
印

申 請 者

電話番号

墓 所 使 用 許 可 申 請 書

下記のとおり、墓所を使用したいので、申請します。

記

使 用 希 望 墓 所	普通墓所 ・ 芝生墓所		
焼 骨 等 の 有 無	有 ・ 無	申請者との続柄	
焼 骨 等 の 管 理 状 況			

（添付書類）

- 1 住民票の写し
- 2 その他指定管理者が必要と認める書類